

## 個人情報保護に関する法律施行規則案の骨子（案）

個人情報保護委員会事務局

### 1. 個人識別符号

- (1) 身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
- (2) 個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。
- (ア) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
  - (イ) 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
  - (ウ) 健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号 等

### 2. 要配慮個人情報

- (1) 要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
- (ア) 身体障害者福祉法における身体上の障害
  - (イ) 知的障害者福祉法における知的障害
  - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害
  - (エ) 治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。
- (ア) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
  - (イ) 外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者

### 3. オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等

- (1) オプトアウト手続による個人データの提供に際しての事前の通知又は容易に

知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする（注1）。  
なお、通知又は容易に知り得る状態に置いた事項を変更する場合も同様とする。

（ア）本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

（イ）本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

（注1）施行日前に通知する場合についても同様とする。

（2）オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。なお、届け出た事項を変更する場合も同様とする。

（ア）個人情報保護委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法（注2）

（イ）届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提出する方法

（注2）施行日前に届出を行う場合及び個人情報保護委員会が（ア）について別途定めるまでの間については、（イ）の方法によるものとする。

（3）代理人によって上記（2）の届出を行う場合には、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（4）外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（5）個人情報保護委員会による上記（2）の届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（6）個人情報取扱事業者は、上記（5）の公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。

#### **4. 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準**

(別途検討)

## **5. 第三者提供に係る記録の作成等**

(別途検討)

## **6. 第三者提供を受ける際の確認等**

(別途検討)

## **7. 匿名加工情報**

(別途検討)

## **8. 個人情報保護指針の届出等**

- (1) 認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針の届出を行おうとするときは、届出書に個人情報保護指針の写しを添えて、個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- (2) 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (3) 認定個人情報保護団体は、上記(2)の公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により個人情報保護指針を公表するものとする。

以上